### 大科法學大國帝都京

號 旡 笔

行發日一月一十年五正大

米國 課稅 でがるっさ・ひゆ 節 富 米 戰 最 金 後 屲 紙 紙 活資ノ 縣 \_ 倉 -用: 獨 於ケ 開 庫 ノ翁 東京市電車舊乘車券問題ニ及ご以ル美濃部/織田/松本三博士ノ 丰 ナ ,L 論 Ի 煽 ル 論 增 獨 1 茄  $\overline{\Gamma}$ 調 地 價騰貴 政策 一紙幣 . ] -杳 方 錕 む 财 一就キテ ŀ 歽 關 係 米 作 财 꺠 河 泂 高 山 浺 鴈 福  $\mathbf{H}$ 田 本 部 島 田  $\mathbf{H}$ 戸 本 FI H  $\mathbf{H}$ ŀ. 庄 美 德 Œ 莊 錦 誠 謆 越 Œ 雄 訍 乃 冶 郎 雄 肇

(<del>--</del>)

E

雄

最小活資免稅、本質

最小活資免税ノ事實へ日舊時日現在

最小片資强稅/說明(日定義曰性質)

第二段 最小活資免税ノ富否

第一章 最小活資免稅費成就

①技術上ノ辯護論―い租税立法又へ租税體系ノ構成上ョリ【A/消費税トノ關係 r.B.收益税トノ關係上】 6.租税行政即チ租 (一根本的ノ辯護論!い租税原則特ニ給付能刀ノ原則ヨリろ國家ノ目的交ハ職分ヨリ【A)國采目的B|國家職分】[1]社會問題 税ノ賦課徴收上ョリ『A租税行政上ノ繁雜多費』和税行政ト牧賞行政トノ關係』 ノ觀點ヨリ【A社會政策上弱者保護B生存權】に最小活貿ノ性貿ヨリほ財産法上ノ内部ノ統一ヨリ

| 根本的ノ反對論―い給付能力原則ヨリ 【A.給付能力原則ヨリスル主要反對論B.給付能力原則ニ關聯スル小ナル反對論] |ろ近世國家ノ特質ヨリ【A近世國家ノ特質ヨリスル主要反對論15近世國家ノ特質ニ嗣聯スル小ナル反對論】は租稅ノ根 據ヨリ《A和税ノ主タル根據ヨリB租税ノ從タル根據ヨリ』に財政收入上ヨリほ國民經濟上ヨリ 最小活資免稅反對說

最小活資ノ冕税ヲ論ス(一)

第三卷 (第五號 六三三) 一七

最小活資ノ免税チ論ス(一)

(第五號 六三四) 一 八

二技術上ノ反對論−い現時ノ租稅體系上ろ最小活資ノ大サノ決定上【A時勢ノ變遷三經スル上ョまB各箇人ノ事情ニ照ス

第三段 最小活資死税ノ制定

ル上ヨリー

第一章 最小活資免税ト適用ノ税種

第二章 最小活資ノ高サノ問題

()|國稅ニ於ケル最小活資ノ高サーい高サ決定ノ標準[A|一國全體ニ關スルモノ(1)當該國ノ宮ノ程度、2|國ノ大サ、3|歴史

的事情、4/貨幣ノ購買力、5/生計程度、6/他ノ税特ニ間接税事情)B|國防ノ各箇人ニ闢スルモノ(1/社會的地位、2/所

二地方税ニ於ケル最小活資ノ高サ 得ノ種類、3結婚者ト否及家族ノ数、4重大ナル疾病ノ有無、5老幼强弱、6住處】ろ高低ニ對スル態度

第三章 最小活資免税斟酌ノ方法

緒 言

固クシツツアル。日本デモ所得稅法ノ發布以來之ヲ實行シ、最近ノ改正ニテハ其標準ヲ引上ゲ、 近租税ノ社會的觀察ガ盛トナリ、生存權尊重ノ思潮ノ漸ク行渡ラントスルニ於ラ、益々其基礎ヲ

最小活資免税テフ事ハ學者モ多ク之ヲ承認シ、實際モ亦タ多ク之ヲ採用スル所デアリ、特ニ輓

適當ト認ムル所デアル。本論文ニ於テ予ハ予ガ此ニツキ年來研究シ來ツ タ所 ヲ 綜合整理シ ヲ、 4年之ニツキ寬大ナル態度ヲ示シテ居ル。我國ノ學者政治家 モー般ニ之ガ正當 ヲ疑 ハナ イ肵デ アルガ、予ハ豫ラ之ニツキ疑ヲ懐ク肪デ、從來其引上無用ヲ唱へ來ツ タ ガ、今ハ 更ニ 其廢止ヲ

說

明

加 フ jν = ŀ ŀ ス ル

# 段 最小活査免税ノ本質

## 童 最小活資発稅 ルノ事實

第

駝五、 者ヲ此 實際二 教國 六六年項ニび 其第四級民ヲてーてんトイツテ百五十量以下ノ固形産物(穀物等)及流動産物(酒油等)ヲ收穫 existence. 英 ハ餘程古クカラ行ハレ來ツテ居ル。 テ モ貨幣 劚 最小活資 (獨、Existenzminimum, Unterhaltsminimum od. Kompetenzminimum.佛Minimum セ 1 シ Minimum of subsistence) 発税トイフ事ガ人ノ注意ヲ惹クニ至ツタノハ新 łc 羊四十頭以下 -**メタガ**、 依 ł 及ぼ jv. 所得二十みすかる以下、 ーる祭日 之ニ 對シあいふをらトイフ 臨時税ヲ発稅シタト ノ所得ヲ冤稅ト 納 ムヘ 即チ既ニ希臘ニテぞろんノ時代ニ人民ヲ四級ニ分チ、 キ寺院税(自由民一人當り一でなー)ニツキ、 シ 穀物一六、八四八、〇〇〇大麥粒以下、 タ防デアリ、 英國ニ於テハ更ニ一〇四二乃至一〇 イフ事ガ ァ γV 01) 年所得二 家畜、 シイ 其後 -논 駱

六三五) 九

第三卷

(第五號

十でなー以下ノ者ヲ冤稅ト

シ タト

イ

1フ事ガアル。

其他ニモ種々古イ例ハアルクレドモ今述ベナイ

テ

兎モ角此が近頃初メテ起ッタモノデナイ事

ハ確デアル。

論

最小活資ノ冤税ナ論ス(1)

Böckh, Die Staatshaushaltung der Athener.II(子ノ持テルハ1817. 版)S.32-6.

Sardemann, Das steuerfreie Existenzminimum als Beneficium Competentiae. S. 5.

(二) 現 在 第三卷 (第五號 六三六)

ツラ、其各國ニ於ケル事情ハ凡ソ左ノ如キモノデアル。茲ニ一目瞭然タラシムル爲メニ其高サノ 順序ニテ排列スル。(單位ハ日本ノ圓)(註二)

傍十圓、弗二圓、ふろりん八十錢、ゐーびー六十五錢、く隨テ禄精而ナモノデハナイ。(註一) 此表ハ計昇ノ便宜に左ノ換銅率ニ依ツテ作成シA。	(8) 印度	(7)たすまにあ	9 加奈陀(なんたりを州)	<sup>1</sup> 5 英國	佛國	ぶりちっしゆころんびあ	うえすたーんなすごれりあ	びくこりあ	さうすをすごれりあ	くいんすらんご	(4にゆーさうすうえーろす	8 にゆーじーらんぎ	(2) 北米合※國	(1)喜翠峰殖民地
- 錢、る一	瓷。	1,000,	1/100/	1,400,	11'000'	i['000'	1,000,	1/000/	il'000'	1/000/	1'000'	#(1000°	X10001	10,000,01
	獨逸(へっせんこうゆるてんべるぐ)	(15) 瑞典	ばいえるん)	獨逸(あんはるさ、りゆべっく、	(14) 丁抹	)(13) (13) (13) (13)	伽邈(さくせんまいにんげん)	白耳義(いくぜる市)	西班牙	(11) 日 本	_ 。。 ぶれめん)	しゆわいひ、はんぶるぐ、	10 獨逸(曹、ばーでん、ぶらうん	(9)
せた四十錢、其他ハ四九五十の一五十		0單[	100 t		100°	Milo,	速0.	₹000	100°	100°	盟。、			XEC'
せた四十銭、銭、五田十銭、くろーね四十銭、袋、其他ハ四十銭)り1る四十銭、 法(るくぜんぶるぐ五ろ1の1五十銭、馬克五十銭、 法(るくぜんぶるぐ五	(32) あくぜんぶるぐ	(21) 諸威	ぶるぐぞんだーすはうぜん 150	りっぺで こもるご しゆわるつ	(2) 獨逸(ざくせんごーたいわるで	19)伊太利 180、		獨逸(ざくせん、なるでんぶるぐ)	(18)和國	しやうんぶるぐりっ ペー)三宝	ろいすゆくげれりにえー、	行れ遊(ざくせんあるてんぷるぐ)	[16] 瑞西(十七州平均)	ざくせんわいまーる)
計銭、	E.	100,	) MO/	るつ	٠ <u>,</u>	150	100,	٢	100,	三量、	•	`~	四九。	111107

西班牙 白耳發 獨逸(1)ざくせんごーた、わるでっく、りっぺできもろき、 闙 顕者五人マテナル時ハ一人每二 I'000法' 五人以上一人 歳以上又ハ癈疾ナル尊屬者、二十歳以下又ハ癈疾ナル卑 毎 一宝の法ヶ加フ)の (3) すくせん、をあでんぶるぐ、 .財産税チ課セラルル人ノ職業的所得点50%ありん一財産税チ課セラレザル人ノ職業的所得25%ふろりん ぶらうんしゆわいひ、ばーでん、はんぶるぐ、 ざくせんまいにんげん あんはるさ、りゅべっく、ばいえるん、 へっせん、がゆるてんべるぐ、ざくせんわいまーる。 しやうんぶるぐりっぺ 「ざくせんあるてんぶるぐ、 ろいすゆんげれりにえー 國税トシテナシ地方税ニ存ス。例之いしぜる市 れめん、曹四西の 十七州ニ於ケル未婚劈働者所得ニ於ケル平均 ゆわるつぶるぐぞんだーすはうぜん 至、000/法(結婚者ハ更ニー、100法、系累者即す七十 八的所得ニッキ (盲吏俸給 一、1000、くろーれの 200′りーら(純資本ヨリ生スルモノハ別) (00)くみーれの 最小活資ノ死税チ論ス(一) 1,000, 1/\$D0/ べせた、 1、300法 六00馬·

**るくぜんぶるぐ** 

/給料总給

利子利得

市場市

くろーのー、

**生他十五歲以下ノ小供一人毎ニ附加免稅、二大市100、** 

, 60t

市場市会、くろーのー、

田舎區10、くろー

> 3) 4)

喜望峰殖民地

一、000′磅

(有限責任會社及其株ノ配當ニ

ぶりちっしゆころんびあ

1、000弗

他ノ處ノ住居者ニシテ家計主タルトキ

或町又ハ市ノ住居者ニシテ家計主タルトキ

一,000、弗

國税トシテナシ、地方税ニアリ。例之なんたりを州

| 劈働者、旅商、僕婢ノ給料中尉以下ノ士官兵卒ノ糾與

其町叉ハ市ノ住居者ナルモ家計主タラ

ザ

ルトキ六00

諸威 四人ノ小供又ハ他ノ系累者アル 六人ノ小供又ハ他 五人ノ小供义ハ他ノ系界者アルモノ 三人ノ小供父ハ他ノ系累者アル こべんはーげん、ふれでりくすべるぐべ〇つ、くろーのし 七人以上ノ小供父ハ他ノ系累者アルモノ壹3~ 二人ノ小供又ハ他ノ系累者アルモ 入ノ小供父 供又ハ其他 |ノ系界者(妻チ除)ナキモノ||00′くろーの ノギ累省アルモノ Æ モノ ¥00, 0.FI 100 N 9

参考ノ為メニ原數字→學ゲ

ト左ノ通

北米合浆國

团

Blakey, The new income tax. (The American economic review. 1914. p. 29.) Williams, The Kings' revenue. p. 161. 5) Instruction du Ministère des Finances du 5 avril 1916 relative à l'application de l'impôt général sur le revenu, en Revue de science et de législation financière. Tome XIV. No.2. p. 259. 272. 6) まトシテ Schanz, Existenzminimum und seine Steuerfreiheit, in Conrad's Hwb. 3 Aud. III. S. 113. 9. ニョリ Heckel, Lehrbuch. I. S. 378. 参照。はいえる人へ Finanz Archiv. 29 Jg. S. 343. 7) Szombathy. Die neue Finkommensteuer. S. 19. 8) 以下八凡ヘテ Kennan, Income taxation ニョル

100、法

B00磅以上ノ所得、會社叉ハ非住居者ノ所得ニハ適用セズ)

たすまにあ

第三卷

うえすたーんをすこれりあ びくさりあ

三00′磅

章 最小活資免税ノ説明

定義スルニハ、之ニ廣狹二義アリトイフ外ハナイ。「ホニリ 卽チ廣義デハ各人ノ全所得又ハ財産中 定義 最小活資免税ナルモノノ事實ガ右ノ如ク各國各地區々デアルト、之ヲ包括スル

ガ如

ク

定ノ最小額ノ觅税ヲイフト爲ス外ハナイガ、狹義又ハ嚴格ナル意義デハ各人ノ所得中其人及其家

ノ生活ニ時ノ文化標準ニ從ツラ自然的ニ必要ナル費用ニ充ツ へキモノ ヲ発稅ス ル

コトヲイフ

ル ŀ o 往々 スへ キデアル。 <u>ٿ</u> シ テ絕對必要トイフ風 (註三) 自然的トイフテモ文化標準ニ從フノデ 一解セ ラルル ガ サウイフ Æ ノヲ定 7 ル メル 力 ラ J 多少屈伸 ŀ ۸, 事實出 餘地 水ナ

族

但シ文化標準ニ從ツテモ自然的トイフ以上ハ、 地位 ニ相當 シ タル必要トイ フ ŧ / 7 加 味 ż jν 餘

地ハナイ。

ストイフテ居ル。の 狹義ノ定義ニツイテハ學者ノ態度凡ソ二樣ニ出ヅル(1)一ハ物理自然的又ハ絕對的ニ必要ナル最小生活資料ノ兒稅トス

**発税トイフコトサ意味シ、狹義デハ斯ノ如キ発税ニシテ單ニ生活困難ニ接スル所ノ租税力ノ宥貀サ考慮スルモノノミナ意味** キハ原始的及最自然的ナル意義ハ之ヲ絕對ノ生存必要ニ限ルモノデアルトイフテ居ル。ほるぐ こ ハ所得ノ一部ハ 經濟人及 モノデ、他ハ二文化自然的ニ必要ナル最小生活資料ノ兎稅ト解スルモノデアル。一第一ノ例ヲ攀グルトはすてーぶるノ如 例之しえふれーモ廣狹二義ニ分ツテ之チ定義スル。彼ハ廣義デ最小活資免稅トイへバ全所得又ハ財産ソー定最小額ノ

- 9) Schäffle, Die Steuern, Besonderer Teil. S. 112-3.
- Bastable, Public finance. 3 ed.p. 318. 10)

小活資ト

其家族ノ物理的生活維持、

隨テ健康及勞働能力ノ維持ニ必要デアル。

純所得ノ此部分ヲ最小活資トイフ ト 爲ス。⑴

ふをつ

(人的經濟力特ニ健康ト勞働力トノ維持ニ缺りヘカラザル生活需要ノ限界) ニ違スル所ノ所得ヲ最小活資トイフ

*≯* 

最小活資ノ冤税チ論ス(一)

===

Borght, Finanzwissenschaft. S. 92. 12) Vocke, Die Abgaben, Auflag und die Steuer. S. 460. 13) Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 14) Pfeiffer, Die Staatseinnahmen. H. S. 41. 15) Schanz, a. a. O. S. Vocke, Die Abgaben, Auflagen 16) Schmidt, Die Steuerfreiheit des Existenzminimums. S. 4-5. Sardemann, a. a. O. S. 10. 18) Cohn, System der Finanzwissenschaft. S. 275. 19) Bastable, l. c. p. 318-9.

尤モ此道

然シ

ķ ル財

論

第三卷

(第五號

三四

逃フルの

人

Ξ.

₽

ŋ

多少

見解ヲ異

= ス

w

ガ

要ス

jν

<u>--</u>

各人ニ最小活資ラ不可侵

1

Ŧ.

,

ŀ

**>**/

ラ

保

證

シ

P

ゥ

據

一性質 (1)最小活資免税ガ 課稅 般 原 劐 ノ例外(語) ノ --タ ماد = ŀ 爭 ۸, v ナ く。 (2) 之ガ論

イ <u>-</u>-債務者 フ 1 デ ア 全財 v 力 産 ラ ヲ 取 此 夫 ス夫 v ヲ 丿 得ナイ。 Beneficium 定ノ場合ニハ債務者ニ於ァ其生活維持 Competentiae (即チ債權者モ其債權 滿足 絕 對 = 充 必 w 要 カ 爲 ナ

财 Ш 重ヲ 來 (註五) 限 叉此ト 留保 ス 相待ツ . IV 7 得 テ目 iv 的 權 7 利 ゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゚゚゙゙゚ 達ス ^ jν o ŧ ŧ 此恩典ヲ指ス) ノデア jν o (姓公 ト 隨テ必ズシ 同趣意ニ 出ッ Æ `社會的 jν Æ 時代 , ŀ ノ特徴 見 N <u>:</u>7 デ ŀ ガ

ナ 7 李 民 的 時代ニ モ 亦發達ス ヘキ モノデアル 0 (姓七) (3)又此八累進稅率上 Æ 密接 (ノ關係 在 0

小活資発税ニシテ行ハルル

方

⋾

ŋ

見

此最

ŀ

趸稅

者

۲

間

=

簡單ナ

ル累進ガ行

V

ラ居ル

ŀ

4

フ

=7

ŀ

ガ

出

來

(胜八)

他

方

3

ッ

見

v

۴ر

此制

度

累進

精

꺠

=

基キ之ニ附帶

3/

テ

行

w

N

屯

(平 四)

之ニッキざるでまんが此

ハ租税義務

**註** ラヌ。

١,

ŭ

Ω

ŀ

ノ似ヨツタモ

保證

日ノ原則デアル。 最小活資免税に 237

二於テハ、

假分本税ガ

比例デア

ッ

テ

モ

倘

E

ッ

被税者

/ ŀ 1 フ = ŀ ガ 出 來 ル

辯デ、之アルが故ニ夫ノ租稅原則ノ例外デナイトハイフォ得ヌ。租稅給付一般ノ除外ハ郎チ夫ノ原則チ破ツテ居ルノニ外ナ 般原則を破ルノデハナク! 單ニ租稅給付一般ノ除外ニ過ギナイトイフガ其ハ强21)

ノナル コト ・ヲ初メテ説イタノハろってっくデヽ 両者ニ共通ノ目的ハ最小活資

Wagner,, Finanzwissenschaft. 2 Aufl. II. S. 402. 20)

Sardemann, a. a. O. S. 43. 21)

Derselbe a. a. O. S. 14. 22)

(註六) しえふれーガ最小活資免税ハ決シテ其根本觀念ノ完全ナル解決デナイトイツタ其根本觀念ハ最小活資保證トイフ

**サ指スノデハナイが移シテ之ニツイテモ同事ナイヒ得ル。** 

(註七) 最小活資/制度ハ敷百年來 / B.C. ノ必然的發展/結果トシテ生ジタモ モノデアル (25) 故ニわぐなー ノ如キハ最小活資

必要が新時代ノ學説ニヨ ト均シク平民的時代ニ リ唱へ出サレタ所カラ、此か恰モ**社會的時代ノ時代精**神トシテ生シタ如クニイヒ、 ハ最小活資不免税が當然トイフケレ ト モ<sub>21</sub> 右ノ事實カラシテ此免税が平民的時代ノ財産及營利制度 階級時代ニ於ケ

鉄 代ノ財産法上ノ交通ノ原則ト調和シ、 うんぶえんばっは日ヶ最小活資ノ觀念及適用カラ全ヶ當然ニ許 加之乙が必然ノ結果デアル ス トイフ 29)租 相税累進が生ズト 28)

/ 原則ト牴觸シナイモノト認メナケレバナラヌ。 ざるでまんハ田クト

法律哲學的觀察者ニハ、最小活資免稅へ恰モ平民的時

しやんつハ此制度ハ所得ノ大サニ依ル累進又ハ差等課税ニ基クト

## 第二段 最小活資免稅 / 當否

第 章 最 办 活資免稅賛成

最小活資免税ガ事實トシテ シテハぞんねんふえるす ノハ希臘 時代 = Æ べんたむ等ニ 溯 ル 9 Ի ヲ 得ル 3 ŋ ホド古キ 嘻

モノナル

=

۲

上說

ラ如

社會的ニ傾イラ、今ハ大抵ノ人ガ之ヲ當然ト考フルニ至ツタ。 シテ予ノ知見ニ觸ルル Ź Ի ィ ・フケ ŧ ヲ綜合分析シテ見ルト左ノ通リデアル。へっ レ ドモ 實際ニハ下記ノ如 〜出サレタ所デアリ 其處デ合日迄ノ處之ニ ク > 原則的 、其後時代精 変ポ

۴ 神

為サ

Þ

辨護論

=

盆

K

如

F

۸,

之ヲ以テ原則

上ノ要求デナ

論

訊

最小活資ノ苑税チ論ス(一)

第三原

(第五號

六四二)

二五

۴

ラ

ゖ

る

ッ

ゔ゙

アル

ガ、學説ト

Derselbe, a. a. O. S. 35.
Schäffle, a. a. O. S. 113.
Sardemann, a. a. O. S. 42.
Wagner, a. a. O. S. 403.
Sardemann, a. a. O. S. 3.
Umpfenbach, Finanzwissenschaft. S. 172. 23) 24)  $25\hat{1}$ 261  $27^{\circ}$ 28 Umpfenbach, pulantis, Schanz, a. a. O. S. 1137. 29) 30)

靗

(第五號

爲 サ V 夕 'nν ゕ゙ 业 ク チイ。

根 木 的 辯 濰 論 先 ッ 和 税事 項 \_\_ ッ \* テ第一 = 着眼 ス

+

-E 之ヲ 免税 (い) 1 ナ 租 稅 v 事 原 ス 剆 = 特 爭 = **≥**⁄ 給付能力 ŀ 1 餘 地 論 カ ゕ゙ 7 7 原 n jν 0 0 惻 (年10)併 所詮最 3 y 斻 ·シ 1 )所謂 活資 テ最 最 小 前段 小活資以下 活資以下ノ大サ \_ ŧ 1 フ ノ所得ヲ 如 シが得 ク人ノ生活 Æ ツ者ガ = 給付能力 =. 絕 全然 對必要 *\** 什 カ ナ 能 ナ く。 w 力 æ ナ 故 \*

ŀ

1

7

風

=

定

7

ラ

jν

jν

,

デ

ハ

ナ

1

當

時

1

文化標準

進

<u>--</u>

3

ŋ

4:

活

爲

×

自然的

=

必要也

F

認

X

ラ

jν

ラ発稅 n 稅 所 チ =: 定 5 **シ**/ テ X 居 必 ラ ル ス n 者 jν シ = カ ŧ 納 ラ、 t 什 多少 地方 出 稅 來 屈 7 又 伸 特 力 ŀ 别 1 7 剪 v フ 得 # Æ ۲ 1 秕 デ ŀ ٨, ナ 7 **≥**/ テ 4 ル 叉 o ٥. 所謂最· 現 ۸, 戶 = 數 國 割 枕 小活資以 = 如 テ ¥ ハ 最 ŀ Έ ラ所 小 活資以 ŀ 得者 €/ テ 直 ሾ Ξ. 接 テ 所得 \_\_ τ 豽 極 稅 セ 小 ۲ 額

之 ∌ ッ テ モ 彼 等 二 紿 衍 能 カ ナ ¥ ᆖ 非 jν ⇉ ŀ カ 知 ラ w v

0

経二二

=

ŀ

÷

ŋ

メ

・テ居ル

o

竉 独ヶ充 資ノ根本觀念ハ生活ニ單ニ 貢献 其自由所得き税源ト考察スルの ス Þ ノダ ぼるぐさ \* 小ナル ٠, , 所得 ハ給付能力ヲ表 一日ク、 能力サ有チ父 一必要ナ 最小活資 |ハ 熊力 ヲ有 タザ 所得 通例最小活資チ免税スル 八本來租稅 ハサナイト 額サ課税不能ト /給付出 i はすてー \_ ŀ 能力サ有ツ シテ觅配スルコトデアル ハ明デアル ぶるハ田ク、 ノ要求ハ之ニ쎎聯ス ) ( 35) 能力說 出 ろっ 來ナイトこんらーご しあし が翻み 、トイフノモ矢張り給付能力カラ見タノデア N ١ か多クノ人ハ義務者ノ純所得 イフ ルダ ケテ ŧ ハ單ニ生活方便 ・ 亦日々、 しえふれ ì か問 ı, 有 -要ナ チ / 最小活 ハナク 有ツ ル 生 冶 Cohn, a. a. O. S. 273.

ル

にっちノ公正原則ニ

и.

"

テ云々モ同義デアルの

<sup>31)</sup> 

Heckel, a. a. O. S. 377. **3**2)

Borght, a. a. O. S. 92. Conrad, Grundriss, III. 33) Finanzwissenschaft. 2 Aufl. S. 12. 34)

Bastable, l. c. p. 319. Roscher, System der Finanzwissenschaft. 5 Aufl. I. S. 185. 35) 36)

<sup>37)</sup> Schäffle, a. a. O. S. 113. Nitti, Principes de science des finances. p. 380.

ろ) 國家 ノ目的 父ハ職分ヨ り先ツ

必要ト

4

フ

ı

ŀ

3

ij

シ ラ最

ラ

阈

家

生存

發

-ヒ

シ

メ

jν

者

極

輕

7

岩干

シ租

税ヲ課シ

9

力

**ラトイフテ、** 

其所得

ガ所謂最小活資以下デア

ッ

ラ

-E

最

沂

毛

ィ

jν

jν

極

(A) 國家目 的 卽チ總 テ ノ國 家制 度ニ於テ最高 ノ標準 Ą v ヘキ 國家共同ノ生存發達 ノ為 メ

綸 Æ 7 (Elli)成程論者 1 1 ク如 ク最小活資ヲ発税 スル方ガ各人ノ生存ヲ安全 = シ 以テ 被等ヲ

小活資ヲ 発税シテ各人ノ生存ヲ保證シ安全ト爲スへ

¥

<del>-</del>E

ノデ

ァ

ŀ

達二貢献 國家 ノ生存發達ヲ遂グル所以ト ガ 併シ 貧者ナラ

活資ニ多少ノ屈 伸力アル以上ハ、 之ガ爲メニ彼等ノ生存ヲ危フスル程 ノ事ハナク、 却 ッ テ 彼等

國家 剌戟 シテ努力 ノ生存發達ニ貢献 シ且ッ節制 セシメ、 更ニ ^ ナリ得ル。 國家ニ對ス ル國民的自覺心ヲモ固メ 又其租税收額が割合ニ サ Ł ァ ٨ **≥**⁄ U 大

之ヲ生ジテ財政上國家 , 生存) 一般達 二 必要ナル經費 ث 應 Ł" シ ム n 7 ŀ Æ 田 來

少ナ

ý

卜七

논

シ

ム

N

=2

ŀ

ŀ

÷

小

ィ

力

Æ

知

ヌ

カ

3

w ラ

デ

ÚШ

據デハ末 ダ以テ克ク最 小活資発税ヲ主張 ス jν = ۸, 足 ラナ イ<sub>。</sub>

註

得が其生存、健康及勞働力ノ維持ニ必要ナル需要チ超ユル所ニ初マルトイフコトが生ズルトあだむすハ日ク、公ノ富ノ最確制度チ立テテハナラヌ。然ラザレバ共同が自滅ハルコトトナル。其ヨリシテ租税ケ要求スへキ規則正ソキ権利ハ、各人ノ所 制度サ立テテハナラヌの然ラザ ナル源ハ人民ノ大衆ニ於ケル活氣アル希望ト健全ナル期待トデアル。低キ所得ト小ナル給料トノ免税か此希望ヲ生ズル しやんつへ曰り、國家ハ其ニ從屬スル者ニ對シテ義務ヲ預フテ居ル。國家ハ其成員ノ存在ヲ危フスル レバ共同が自滅スルコトトナルの

(第五號 六四三)

誐

最小活資ノ冤税ヲ論ス(一)

Heckel, a. a. O. S. 377.

39) Schanz, a. a. O. S. 1135.

卷

第五號

件ニ導クグ イトイフュトニョツテ、 ケデ 斯カル発稅ハ國富ノ增進ニ向 國家ノ生存能力及人文ノ發達カ停止スルコトトナルト、いいい ۲ خ/ ムルモ ノデアル ١<sub>41)</sub> うんぶえんばっはハ日フト此最小活資ヲ顧慮シナ

B) 國家 、職分 弋 國家 **箇人ニ對シ善行ヲ爲** サナケレ 18 ナ ラ ス 0 彼ガ箇人ノ生存ヲ危フ ス jν

家全體 ~ ウデハ**、** ラ利 盆 彼 ノ為 ハ善行ヲ بر = 爲 ۸, 睛 シ A \_ 箇人 ij ŀ イ ノ生存ヲ危フ ファ得ナ Ź ス = w ኑ = ኑ ナ ŀ jν , 7 ŀ n 1 フ Æ ž ノ 論 デ ガア ア jν ガ *بر*ر ہ 健川の併シ 此場合ニ 國家 E 大 ナ ۸, 國

善行 謂最 小 活資以 爲 ぇ == F 小ナ ノ所得ヲ課税 不善 ヲ シ ラ 爲 E ス ~e 己 必 ズ シ Æ 得 籄 Ā ズ゛ 生存ヲ 解 72 危 jν 7 所 ス ル デ コ ŀ ル ŀ 況 ナ ラ P 1)" 夫 ノ場合 n 以上、 於ラ m ₹/ 肵 テ

jν

۸,

ヲ

۴

5

jν

7

0

フ 3 ニテ之ヲ排斥シ去 jν 譯 行カ ヌ

囫

家全體

ノ為

メ有益ナル

結果

隨

ラ

生

ス

v

=

ŀ

前

項

=

說

1

加

ク

デ

7

jν

以上

單

\_-

此課

稅

ガ

不善

註

こんらーざハ日ク、

人間ハ文化ノ腸物ヲ享リルヲ得ル

國家が租税ニョ

ツテ人間ヲ饑餓ニ迫マラシムルニ於テハト

國家ハーノ善行(Wohltat)デナクナルト、紹

ノ前ニ最必要ナル生活需要ヲ充

タス

コト

・ヲ得ナ

クレ

バ

ナラ

x

(は社會問題 題 ⅎ ŋ 先 ッ近時盆 R 重 丰 ヲ 成 ス ρĵ

シ ۲ (A) 1 祉 フ 會政策上弱者保護 論 ヵ 7. עונ 。(社四)件 シ社會政策カ 精 핶 力 ラ ラ 2 才 テ ż 給付能 ナ ラ ٠,١٣ 力乏シ 施設ス キ最小活資以下 ¥ æ 1 ۸, 之ニ限 小 ッ 所得者ヲ冤稅 タ譯デナ 夕、他

最

小活資ヲ免稅

スル

=

及バヌ

ŀ

才

フ

所以

ŧ

1

1

存

ス

jν

\_

ኑ

前

誸

加

ク

デ

ァ

n

=

於ラハ、

此最

곫

=

爲

ス

\*

Æ

ヲ

爲

セ

此政策上

目的

相當

=.

達

也

ラ

ル

jν

譯

ヂ

7

y,

而

3/

テ

租稅

ノ方デ

別

- 41) Adams, The science of finance. p. 320. 42)
- Umpfenbach, a. a. O. S. 141. 48) Conrad, a. a. O. S. 12.

活資免税ヲ爲スニ及バナイ。 此冤税ヲ止メタカラトラ社會政策ガ行ハレ ナイト ۲۰ 限ラヌ。 叉此處

= 單 

極 輕 ア租 稅 ラ課ス jν ナラ 其ガ恰 æ 社會政策的 ノ實行也ト E 1 jν jν 或

級所得ノ頂擔テ一層輕易トスル方便デアルト、わぐなーハ日々、此ニ(社會政策上)小ナル經濟上ノ給付能力ヲ顧慮シテ此等43 トス〜キモノデアルト、しえふれーハ日ク最弱キ力テ宥恕スルコトが廣惑ニ於ケル最小活資免稅ノ根據ノーデアルト、4の人チ宥恕スル爲メニ、小所得ハ人稅ナ免除スルコトトス〜ク、又出來ル場合ニハ他ノ稅特ニ收益稅チ其上ニモ免除スル 四四 ^ けるハ曰り、最小活資免稅ノロハルルハ第一ニハ社會政策的態度ノ方向デアル。此最小活資免稅ハ下級者及下 しえふれーハ日ク最弱キ力ヲ宥恕スルコトガ廣惑ニ於ケル最小活資免稅ノ根據ノーデアル

(B) 上存權 立場 カ ラ Éþ チ祉會又 八國家 内 :-ア jν 箇人 1 生存權ヲ國家 ۲ 雖 Æ 不可 葠 ス

7

立場

3

ŋ

論

ス

w

ガ

7

jν 0

(建一五)

如

何

<u>::</u>

毛 各人

ノ生存權

大切が

アルルの

本來國家

虧

人ア

ッ

ラ

國

家デ、 達ノ為メニハ自己ノ生存ノ全部又ハー 現在未來ヲ通 箇人 / 國家 ズル多敷ノ箇人ノ爲 ノ爲メノ簡 人デハナイ。 Ł = 部ヲ 存在スル 犠牲 然乍ラ既ニー \_ = 供ス ŀ ŀ . سار ナレ 且國家ガ成立シテ其箇人 ı ŀ ル以上へ、箇人へ更ニ ۴ ナラナケ V バ ナ ラ . . . 其國家 繑 箇人 × ノ生存發 ,而 最早 Æ 其

國家ノ内 ラ叉 ハ國家 ノ下ノ箇人デ、 國家 ノ為 メ ノ箇人ト Æ ナ ریز ه 囫 家 ٨, 筃 人 對シ テ其生存

部

交

全部

ラ犠牲

=

供

ス

jν

J

ŀ

ヲ

命

ズ

iv

ヲ

得

iv

#

ŀ

ŀ

ナ

IJ

夫ノ

大切ナ

'n

箇人ノ生存權

Æ

7

國

ナ 家 jν ノ爲 目 的 メ 7 = 達 侵 ス 7}w N 7 ル ኑ 7 τ ኑ 時 ŀ = ナ 己 N ۷, ı ヲ ٠, 得 避ク -ŋn ル 所デ **\_** ŀ 7 ヺ w 得 О ナ 10 况 P 夫 所謂最小活資ヲ ノ最小 活資ナル ・モ課税 -6 1 ガ シ ・テ國家 屈 伸力 ョ 亦 有 重大

以上 嗧 最 小活資 最小活資ノ発税ヲ論ス(一) 一課税ス ル **\_** ŀ ゕ゚ 必ズ シ モ 箇人ノ生存ヲ損 ズ、 (第五號 彼ガ生存 大四五) |権ヲ侵 ス Ի イフ

Heckel, a. a. O. S. 377.

44) 45) Wagner, a. a. O. S. 405. 46) Schäffle, a. a. O. S. 113.

說

二九

三卷

事 デ æ ナ 1 礻 フ 於テ **尙更ニ此論據ヲ以テ最小活資免稅** ヲ 主張 ス n \_ ŀ Æ 出 來 ナ 10

註五 國 ハナ 家 = 此點に付テハ風ニふなっ 폌 y 人間ハ本來自目的ノモノ テ生存スルガ、 其許リデ けが良の説イテ居ルの ź, ハナ 啻二人間が國家ノ爲メニ存スルノミナラズ、 7 先が自己ニョツテ生存スル。 日ク、 人間ハ國家ノ中ニ生在シ又國家ノ爲メニ生存ス 人間 ガ一般ニ國家ノ前ニアル。 任務トー 國家モ亦人間ノ爲メニ存ス 致スル。其八人間 國家が人間テ其 女生 ル ル 冇 併シ其 : 尹危フ 叉人間

ザ あんこにモ テト 存上侵害スル 其、 w 存在二於ラ並三之サ正常ノ標準ニ維持スル可能ニ於テ、 人間 亦ふたっ , ト ノ生活チ 國家 困難ニセザル ハ其任務及目的 コトニ在ルの ト抵觸スル。國家ノ第一任務ハ人間 人間 八自分自身ノ爲メニ盡スへキ任務チ有スル ぶあいふあー 即于其健康ト勞働力トニ於テ損害セラ

ノミ

ナヲズ、

國()

對、

•

レ**ン** 

100

ノ権利

ナ**、**有

۱<sub>47</sub> €

うちえーハ田フト droit à la vie) チ侵スコト イト . مال ノ襟利ナ有スペ 生存ノ需要が凡ヘテノ簡人ニ、最小財源(其ナクテ イフ けノ詞ヲ引イテ同様ノコトヲ説イテ居ルにい = · ナ 争 全體(國家)ハ彼ニ其生存ノ方便 ・ナクテハ、其最小資テ檮成スル如何ナル元素チモ ハヌ者ハナイ。 斯カテ此最小額が决定サレ 取ラレザ ハ人が死滅ニ宣告サルルコ タト iv コトニツキ心配スル モ亦之ニツキテ説イテ日ク、 シテト 取 iv コトハ出來ナイト、 550 國庫ハ人類ノ最貴キ權 ŀ

尹必要 ト

シナ

ヤ

生存ス

總收 說 (に) 最 カ 小 盆 7 活資 0 能力所 生 産費 性質 ₹/ 引去 此 7 y • カ 生産費 此ガ畢竟生産費 並 ŀ 1 フ 3 Ξ ۲ 外ナ ٠, 全 ラ ク 、比喩デ × 力 ラ 7 シ テ w 0 生産費 固 有 4 ŀ 產 同樣死稅 費 ŀ 違 ŀ ッ ス ラ ~ **>**/ 籄 ۴

残 ッ I Æ 1 ヲ 各 關係者 = 分配 シ タ 結果 -: 劚 ス 'n Ŧ / = 外 ナ ラ 冥 カ

1 ナイ。 加 ク 絕 對的 モ , デ ۸, ナ 2 屈 伸餘 地 ŧ 7 りっ 隨テ是非 ŀ 毛 | 発稅 シナ ŋ V ٧٧ ナ

ラ

ŀ

1

フ

=

ŀ

註 ヌ

がうちえーハ日ク、

人間トイフ機械ハ生産及維持ノ牆用チ有ツ

٥

此

人間的機械が普通ノ機械ヨリ

モ小ナル注意

ラ

固

有

生産

費

3

ij

7

ッ

ゔ

Vocke. a. a. O. S. 459. Antoni, Die Steuersubjekte im Zusammenhalte mit der Durchführung der 47) 48) Allgemeinheit der Besteuerug nach den im Deutschland geltenden Staatssteuergesetzen, in Finanz Archiv. 5 Jg. 930-1. Pfeiffer, a. a. O. S. 43. 49)

ノ自由處理

利タ

n

生

存

權

ノ義務アリ云々 トナルへキ)、

ŀ

茰

ェが

各人ハ此世

生

50) Gauthier, La réforme fiscale par l'impôt sur le revenu. p. 57.

| 匿名引退政治家ハ田り、生存ノ必要費ハ所得ノ生産費ニ屬スル。 一テ動カサレ、 凡へテノ生産者ノ所得カラ其維狩ノ爲メニ是非トモ必要ナルモノチ控除シナイトイフノハ資怪デアルト。 齏テ課税スヘキ純所得が見出サルル前ニ′總收益ノ中カラ 或

引去ルヘキモノデアルト、52)

n (ほ) 以上 財産 法法上 此 ノ内部 ۲ 調 和 ノ統 ヲ 取 w ガ 爲 爲 ۶ ķ = = 今日 ép \_, チ 債務者ガ債權者ニ對 1 文明 國 = ラ 最 护 活資 シテ Beneficium competentiae ノ発稅ヲ認メナケレ ッヴ

ナ

ラ

ヌ

7

有

之ヲ認メナイ肪デアリ、 J 靗 カ 7 倂 シ ナガ (計七之ヲ認メザ ラ此債務者 權利 'n 所デ ラ認 1. 夫 w ノ論 ¥ 玄 ŧ ハ成立タヌ。 ヵ゛ 先ッ 之ヲ認 問題 デア 厶 ماد ッ 所言在 ブ 我 ラ 國 -E = 若 テ

Ŀ ァ ッ = 調 テ 和 Æ, サ **公法關係** ス ıν タル 租稅 二於テ此 ۲ 類似 いナル 恩典 ラ 與 工 ナ . 1 ŀ シテ モ差支ナイ。 强イテ形式

æ 租税

納付ト

1

ż

=

ŀ

ゕ゙

重大ナル意義ヲ有ツナラ

假令私法關係ニ於ラ夫ノ構

利又

恩

典

カ

必要 ナ 1

訟法第五七〇條一號乃至七號、六一八條等ハ規定ノ目的ニテハ相近キモノ也、

學友雄本博士/説ニ日ク、我現行法ニテハ B.C.

チ認メズ、

光モ「 差押フル

コトヲ得サル財産」ニツキテノ

二技術上,

2

辯

護論

此 稅 租稅立法又 (A)ガ下層社會 消費稅 ŀ 關係 割合二重 租 稅體系 上 7 Ħ 構成上 ŋ 卽 チ 國 ⋾ 家 y 先ッ 1 租

鮃

最小活資ノ冕税チ論ス(一) 負 八擔ヲ 課 ス w カ ラ 税體系ニ於テハ今日 シ テ、 之ガ埋合セ (第五號 六四七) ŀ ハ消費税 シ ラ Æ 所得 j 觖 枕 ŋ =

ノ如き

テ最

小

=

ŀ ヲ

得

ナイ

51) Gauthier, l. c. p. 60.

Staatsmann a. D., Finanzwissenschaft. S. 189. 52)

58) Sardemann, a. a. O. S. 4.

活資ヲ定メテ之ニ冤稅ヲ行ノノガ至當ト

・イフ

說

カア

ル。領法此見解

ハ敢テ原則的

==

最

小活資

ノ死

(第五號

以 デ、 資免税ヲ主張 税ヲ要求スル 最小活資以下ノ所得ニモ ノデアル 論者ノ小民負擔輕易 スル ノヂ 併シ既ニ 3 ハナク、 9 最小活資以下 輕率税ヲ行フコト 消費稅特 ノ趣旨ハ之ニョツテ一層良ク達セラル 厶 シロ下層社會即チ最小活資以下ノ所得 ニ生活必要品ニ於ケル其ノ減廢ヲ主張 ノ所得ニ ヲ勸獎スル方ガ、 モ課税ヲ承認スル ナラ 小民ノ負擔ヲ眞ニ輕 iv J ٦Y ے ŀ æ ヲ得ル。 此所得稅 課稅 シ ス 所得 jν 孰 = 於ケ 力 稅 ŀ ラ ヲ ラ 承 最 認 ٨ 此 'n L 办 ス 活

ハーノ便宜論デ、 根本的ニ最小活資免税ヲ辯護スル力ハナイ。

隨テ大量消費及一般的消費品、事情ニヨリテハ重要ナル生活方便+課稅スルコトが必要トナル。併シ此課稅ニヨツテ下層社 會が上流社會ヨリモ一層重り課稅セラルルコトトナリ、小所得が中大所得ヨリモ相對的ニ一層重り賃擔セシメラルルコトト 必要ナル消費物(鹽)及下級者ニ廣ク行ハルル享樂品(酒類) 文明國ノ財政ニ於クル充足方便ノ主タル部分テ版シ・之ガ爲メニハ大收額ヲ擧ゲル所ノ使用及消費品ヲ租稅物體トシテ遯ミ・ へっけるハヨク、最小活資免税ノ第二ノ理由ハ譬利及使用税ヨリノ租税體系ノ磁成ニアル。此使用税ガ今日ハ近世 珈琲、煙草等)が課税セラレ、此等ノ租税及關税ノ轉嫁が實際ニ

Heckel, a. a. O. S. 377.

夫ノ單ナ

或關稅が不釣合ニ弱

へろふさ

於テ多少ノ確實す以テ假定サルヘキ租稅體系デハ、下層階級ニ人稅ヶ免除スルコトガ多クハ公正ナルコトナ得ル。

ル比例課税ノ關係カライフテモ然ウデアルトしえふれーハ日ク、或大ナル消費税例之酒税鹽税砂糖税、55

. 日々、下級者ハ或消費税ニヨリテ大ニ反對緊進的ニ質擔セシメラルル。此消費稅ノ影響ハ所得ノ百分率ニテ表ハセバ、上

到ル處貨擔ノ平等が最小活資ノ强稅ニョツテ實際蓬セラルル所ノ平准ヲ娶求スル

キ租税力チ胚迫スル所デハ、

<sup>55)</sup> Wagner, a. a. O. S. 404.

<sup>56)</sup> Schäffle, a. a. O. S. 113.

社會 依ル 御上正常デア 綂 所 ۲ 此 所得 りモ勞働者及小財産階級ニ對シ 方便 贈 |不平等ナル貧憺ヲ出來ルダ 三過ギ 小共 砂糖、 'n 大ニ -茶等の帝國税ガ八百馬克以下 1 にっ 減退 ち ヾ ~んのハ日ク、 一日ク、 大所得 ケ膳賃 ス 賠償 テー = テ 唇面 М ノ道理コ 間接稅 n 殆 クナル ノ用ヲ爲 v ン所得 ŀ 零 ハ富者 ) (60)小 秘 所ノ 三 下 2. Ξ 納税者が事質問接税ニテ最多ク 間接税ノ不平等ナル貧擔サ賠償スル ハ 58)四 ļ ij ŋ 得 五 るろあぼーり Ŧ ル **資者二割合** 故 % -所得稅二於 萬馬克以上ノ所得ニハーハ %ニ當 ίģ Ξ 重り課税サ ハ田ク、 ヶ ル累進 課稅 11 般所得税ノ眞ノ ル セラ 最小活資免稅 ⊐ ኑ ŀ N ニア ル ナ ر مار 0 n 故 ゕ 存在理 赦 ŀ Ξ Щ 、まんノ調 比例課税 此冤稅 水ル 最小活資 由 カ Ŀ

接稅 賠償 考へ 之ニョ テ或種ノ平等チ立テ Ż. Æ ・デアル ト説明 居

ン

١ Ì

n

3/ テ 八此が

が脱れる

N

N

=1

ŀ

'n,

論理

合ヒ又正當デア

ماز

よきゆー

ĵ

Ŧ

亦英國

す

サナ叙

英國

此

発税が、

閒

°61) \$/

ŕ ラ

ラ

ŋ

3 最 ヲ ŀ レ (B) 課 办 收 ズ 前 ス: 活資免税ヲ 盁 隨 税等 w ŀ 同 ラ Æ 叉 デ ŀ デ 7 λĮs 行 關係 收 Æ 'n ٥ 紌 7 ッ テ 者 又此收益稅 上 シガ 力 ילר: 大 ラ、所謂温重負擔 3 埋合 收 ŋ 盆者 卽 乜 チ 方 ヲ 收 盆 比 シ 大體 7 ₹/ 稅 割 ゥ ナ 合 ŀ ١, 埋合セ Щ 1 デ = 消费 フ 重 ذر 最 ヵ =-稅 負 r 小 擔 沵 n 活資趸稅 0(往|九) ኑ ヲ 縣 被 = 力 最 w ラ 此 1/2 **=**7 ヲ シ 活資以 主張 行 ŀ ラ ኑ フ ŧ ナ 3 F 亦 jν ŀ 層論 原 0 方 小所 則 デ 困 所 難 的 力 得 デ 渖 主 頒 稅 敡 張 ラ 重 Ż デ 如 ナ キ ¥ カ w 負 衍 1 0

۸. 帷 タ 前 消 費 稅 <u>--</u> 關 ス N 議論 附隨的 理 由 ۴ ナ jν 止 jν

۴

才

フ

此

,

1

註

九

٠,

Ê z

收益及物稅

小經營小所有

=

對

ス

'n

缺點及重頁擔(此

ハ避り

ヘカラザ

ル

Ŧ

ノデアル

ガ) き相常

。 662)特

発税 ニ

ⅎ

1) ()

緩 Ď.

和

7

ŀ

が出來ル

(ろ) 租 論 餓 햀 卽 最小活資/ 冤税チ輪ス(一) チ 租 稅 賦 課徴收上ノ 便宜 ₹ ŋ 先 ッ

β

六四 九 Ξ

(第五號

57) Helft, Beiträge zur Frage der technischen Ausgestaltung der deutschen Einkommenbesteuerung. S. 35. 58)

Schanz, a. a. O. S. 1135.

Leroy-Beaulieu, Traité de la science des finances. 5 ed. I. p. 447.

Nitti, l. c. p. 380.

Yves Guyot, L' impôt sur le revenu. p. 236.

Heckel, a. a. O. S. 377. 59) 60)

61)

ゔ

7

ŋ

第三卷

(第五號

財政上不良ノ結果ヲ擧 其割合ニ收入ガ少々、 15 (A) jν 租 税行政上ノ繁雜多費 ッ 閒 1 jν 々收支償 ガ ÷ , 即チ最 ラ / 維持ス デザ 小活資以下ノ小所得ノ徴税 n jν ケ 3 jν ŀ 1 ٠. ኑ ∄ 愚策デアル ナル。 y モ 他方小民ニ重キ負擔ヲ ŀ 1 7 フ ŀ い頗ル 1 ۸, 論 カア 繁雜 N デ費用 o(姓三〇) 加 V o 工 ッ 屯 加 ッ 3 何 而 ŋ ク = ÷Ĉ カ 斯 Æ 力 此 力 y מנ =

於 **9**. jν \_ 担 女 ~ £ 課 サ ŀ ジ 稅 費用ト シ ク、 ィ 4 ヲ フ 假 爲 ル = ・收入ト 令之一 至 , ン 利 ź テ 相 --E ٠. 過官デア 7 當 3 關係 עונ ŋ 1 成果 カ ıħ ラ、 民 プ大所得 ヲ = ル 强 揧 0 重 現 テ之ヲ以テ彼等ヲ 3-ナ 負擔 テ 三於 = 居 地 方 ヲ jν 戚 所 稅 ナ 37 力 ラ見 ۲ サ ス = 発稅 テ 不利ナル ۴ Ť ŧ ۸, Æ 最 ス 恰 全 小 jν 活資ト **\_\_**P æ ク 無純 是ア ۲ ١ 收 事實デア ス ル シ )テ國家 jν ノ 入 故 二終ル --= 彼 及バナイ 定 4 ナ ኑ" 併レ全 == 4 國民的 jν 1 以下 フ 7 收支償 ŀ ノ所 7

スル方法ヲ支持スト、 免税が必要トナルト、! 低のナツテ下級ノ 質憺ニ導り 課及多數ナル小額ツツ 間二大ナル不權衡が生ズル。 イフ ŀ へっけるハ田々、 ÷E ノ租税經濟上ノ考慮デアルト ノデ、之ニ税率チ低り定メテモ、 租税收額カ賦課徴收費ニモ足ラザルコトトナルカラデアル。 しえふれーも最小活資気税ノ第二ノ根據ハ最小租税力ノ直接課税が租税技術上ノ ばすてーぶるハ田ク、좣民階級ヨリ直接税ニテ貨幣ヲ取立ル費用ト而倒トが小所得ヲ直接税ヨ ノ砫ノ澂收力避りへキモノデアルカラトが 最小活遊免税ハ行政技術上ノ簡單カラ獎メラ 又小所得デハ緞牧が殘酷ヲ伴フト: 丘 て67 15 正當ナル平準ハ得ラ ちが實際ノ便宜ヨリ説クノモ しやんつモ亦曰り、 ふいすちんぐハ日々、 V ナイデアラウロ i No. 困難、 凡へテ此不完全ヲ救濟スル 結局之ト同様デアルc 小所得デハ徴收班が大デ收額ト支出 何トナレハ之が爲メ 面倒且ツ多嚢ナル大敷ノ小納稅者 實際所得税ハ常ニ下級人民 困難及繁雜二對立 = ハ税率が非常 ハ此最小 1) ノ賦

B 租稅行政ト

救貧行政ト

關

係

力

ラ

卽

テ夫

ノ最小活資ヲ

ŧ

課稅

ス

n

1

結果

日和 糀行 63) 61) 65) Bastable, l. c. p. 320. Schäffle, a. a. O. S. 113. 66) 67) Nitti, I. c. p. 380. 68)

Heckel, a. a. O. S. 377-Schanz, a. a. O. S. 1135. Fuisting, a. a. O. S. 273.

論

カア 生活方法ヲ加減スル ニテ徴收シタル 勿論課税セラル 被 税者 健三ガ所謂最小活資以下ノモ 結局生活 Æ w ノヲ救貧行政ニテ叶 難ト ノデハナイ。又課稅サル Ŧ ニョリ擔ヒ得ル。 ナッテ國家又ハ社會 ノニ 比 サナ 必スシモ救貧トナル譯デハナイ。 ÷ 課スル . ル ケ ノ救助 レ ٧, シテモ極輕率ノコト ナ 力 ラト Ī ヲ仰カナケレ スコ イファン トトナ ハナ り得 救貧ヲ受クル ・デアル ラナ الا 0 假令時ニ之ガアツ カラ、 クナ 最小活資ヲ課稅 カ jν 普通ノ貧民 カ 如キ極貧者 ラト イ

政

諭

(註二一) - ぷあいふあーハ日り、(凡ヘテノ國民が納税スヘシトイフコト)ハ之チ極端マデ實行スルコトナ得刄。何トナレバ何 ルコトトナルト、 188 東支持ノ爲メニ返償シナケレバナラナクナルデアラウ。此故ニ公正及賢明ノ考察が國家ニ最小活資ヲ課稅スルコトチ禁止ス トトナレバ、其家族ハ最早此ニテハ生活スルコトが出來ナイデ、他人ノ救助ナ仰り外ナキコトトナル。必娶ノ場合ニハ國家 人モ國家ノ牧濟院ニ在ル貧民チ課税スル考ニハナラヌカラデアル。---又(課稅ニョツテ最小汚資ニ於ケル)所得チ切詰ルコ ハ彼等ニ其生存ニ必要ナル方便ノ補充サ與フル義務す頂フコトトナリ、隨テ初メニ課税ニ依ツテ彼等ヨリ取去ツタモノチ、

ラ

モ、其ハ極メラ小例外デ、之アルガ故ニ他ニ重大ノ意義アル課稅ヲ廢止スルニハ及バナイ。

-|-